

埼玉県中小企業高度人材支援事業における人材紹介事業者登録要領

第1 目的

県内の中小企業が新たな事業展開を行うために必要なプロフェッショナル人材の活用を支援することを目的とする埼玉県中小企業高度人材支援事業（以下「支援事業」という。）における人材紹介事業者の登録について、必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるとおりとする。

- (1) プロフェッショナル人材 新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材
- (2) 埼玉県プロフェッショナル人材戦略マネージャー 内閣府事業として県が設置する埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「戦略拠点」という。）の代表者であって、県内中小企業におけるプロフェッショナル人材の活用を支援するもの（以下「マネージャー」という。）
- (3) 登録人材紹介事業者 職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条第1項の許可を受けている有料職業紹介事業者であって、この要領により知事の登録を受けたもの
- (4) 人材紹介手数料 法第32条の3第1項各号に定める手数料

第3 申請方法

申請に当たっては、登録申請（様式第1号）に必要事項を記載し、以下の（1）から（8）までの書類を添えて提出すること。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- (3) 求職及び求人申込方法など、業務運営の手法等が分かるもの（求人・求職票の様式及び申込手順が分かるものなど）
- (4) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）
- (5) 有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針について（様式第1号 別添1）
- (6) 人材の円滑な定着のための取組について（様式第1号 別添1）
- (7) 宣誓書（様式第1号 別添2）
- (8) その他知事が必要と認める書類（求めがあった場合）

第4 登録人材紹介事業者の遵守事項

登録人材紹介事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (2) 支援事業に伴うプロフェッショナル人材の紹介活動状況について、戦略拠点の定める様式により、知事及びマネージャーに報告すること。また、支援事業に必要な事項について知事が報告を求めた場合、対応すること。
- (3) 戦略拠点との連携に必要な会議等に参加すること。また、中小企業から要望があった場合、マッチングやフォローアップに当たり、戦略拠点と連携すること。
- (4) 法第32条の6に定める許可の有効期間の更新又は法第32条の7第1項に定める変更の届出をした場合等、届出事項に変更が生じた場合、速やかに様式第2号により知事に報

告すること。

第5 登録

登録については、申請内容を審査の上、知事が登録を決定し、様式第3号により審査結果を登録申請者に通知するものとする。

第6 登録の取消

次のいずれかに該当するときは、知事は登録を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為があると知事が認めたとき。
- (2) 正当な理由がないのに、第4に定める遵守事項を怠ったとき。

第7 登録の有効期間

毎年度末までを有効期間とする。ただし、意向を確認の上、延長することができる。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。